

## 日本学生支援機構海外留学支援制度採択教員旅費助成実施要項

平成27年 2月25日  
制 定

### (目的)

第1 本学の教員が日本学生支援機構（以下、JASSO という。）海外留学支援制度に応募し採択された場合、本学教員が引率又は実施状況視察により海外へ渡航する際の旅費を助成することで、教員の同制度への応募の増加を図り、よって本学学生の海外への留学を促進する。

### (助成金の対象及び内容)

第2 助成の対象となるものは旅費のうち海外渡航に係る航空賃の全額または一部とする。助成額は当該年度の JASSO 海外留学支援制度採択状況及び本学の予算を勘案し、決定する。

### (助成の条件)

第3 JASSO 海外留学支援制度に採択されたプログラムであるもの。

### (応募手続き)

第4 助成金を申請しようとする者は、JASSO による採択が決定後「日本学生支援機構海外留学支援制度採択教員旅費助成申請書」を国際課に提出する。

### (審査)

第5 国際戦略推進本部で厳正に行う。

### (結果の通知)

第6 結果については、国際戦略推進本部の審査終了後速やかに申請者に通知する。

### (報告書の提出)

第7 本助成事業に採択された教員は帰国後に国立大学法人東京学芸大学旅費規則に基づき提出する出張報告書及び必要書類のコピーを国際課に提出すること。申請通り実施されなかった場合や出張報告書及び必要書類の提出がなかった場合は助成金を交付しない。

### (助成金の交付)

第8 前条により報告書等の提出を受けた後、当該教員の教育研究経費に助成金を配分する。

### (要項の改廃)

第9 この要項の改廃は国際戦略推進本部の議を経て学長が定める。

### 附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。